

がんばろう 東日本！ ぎふ清流国体セーリング競技リハーサル大会
高松宮妃記念杯第 57 回全日本実業団ヨット選手権大会
第 13 回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会
2011 年全日本セーリング選手権大会

帆 走 指 示 書

1. 規則

1. 『セーリング競技規則』(以下、「規則」という。)に定義された規則を適用する。
但しこれらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
2. 付則 P の「セール番号」を「エントリー番号」に置き換え適用する。
3. 国際スナイプ級についてのみ、規則 41 に以下を追加して適用する。
“艇は同一チームの他の艇より援助を受けて良い”
4. 国際スナイプ級についてのみ、規則 60.1 に以下を追加して適用する。
“艇は同一チームの他の艇から受けた損傷または傷害について、救済を求める事は出来ない”
5. 国際スナイプ級について、SCIRA 規則公認レガッタの運営規則は適用しない。
6. 国体ウィンドサーフィン級について、競技規則付則 B を適用する。但し、規則 B2.4 は適用しない。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、本部棟前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下、「指示」という)の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示する。

ただし、レース海面の変更は当該レースの「D 旗」掲揚までに、レース日程の変更はそれが発効する前日の 19 時までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

1. 陸上で発する信号は、本部棟にある信号柱に掲揚する。
2. 音響 1 声とともに掲揚される「D 旗」は、「予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発する。艇はこの信号が発せられるまでは離岸してはならない。」ことを意味する。ただし「D 旗」がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみ適用する。
3. 指示 5.1 に示された個別のレースに対して「AP 旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている。

5. レースの日程

1. レースの日程は以下のとおりとする。

| 日 | 大会名 | 種目 | レース | 海面 | 予告信号予定時刻 |
|-----------------|---------------------|------------------------|-----|----------------|----------------|
| 9 月 17 日 (土) | 全日本実業団ヨット選手権大会 | 国際 470 級 | 1R | A | 12:55 |
| | | | 2R | A | 第 1 レース終了後引き続き |
| | | 国際スナイプ級 | 1R | A | 13:00 |
| | | | 2R | A | 第 1 レース終了後引き続き |
| | 全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 | 成年女子・少年男子 少年女子・オープン | 1R | B | 13:05 |
| | | | 2R | B | 第 1 レース終了後引き続き |
| | 全日本セーリング選手権大会 | 国体ウィンドサーフィン級 | 1R | B | 12:55 |
| | | | 2R | B | 第 1 レース終了後引き続き |
| | | 国体シングルハンダー級 | 1R | A | 13:05 |
| | | | 2R | A | 第 1 レース終了後引き続き |
| シーホッパー級 SR | | 1R | B | 13:10 | |
| | | 2R | B | 第 1 レース終了後引き続き | |

| 日 | 大会名 | 種目 | レース | 海面 | 予告信号予定時刻 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------|---------------------------|--------------|--------------|
| 9月18日 (日) | 全日本実業団ヨット選手権大会 | 国際470級 | 3R | A | 10:00 |
| | | | 4R | A | 第3レース終了後引き続き |
| | | | 5R | A | 13:30 |
| | | | 6R | A | 第5レース終了後引き続き |
| | | | 3R | A | 10:10 |
| | | | 4R | A | 第3レース終了後引き続き |
| | | 5R | A | 13:40 | |
| | | 6R | A | 第5レース終了後引き続き | |
| | | 国際スナイプ級 | 3R | A | 10:10 |
| | | | 4R | A | 第3レース終了後引き続き |
| | | | 5R | A | 13:40 |
| | | | 6R | A | 第5レース終了後引き続き |
| | 3R | | A | 10:05 | |
| | 4R | | A | 第3レース終了後引き続き | |
| | 全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 | 成年女子・少年男子 少年女子・オープン | 3R | A | 10:05 |
| | | | 4R | A | 第3レース終了後引き続き |
| | | | 5R | A | 13:35 |
| | | | 6R | A | 第5レース終了後引き続き |
| 3R | | | B | 10:00 | |
| 4R | | | B | 第3レース終了後引き続き | |
| 国体ウインドサーフィン級 成年男子・成年女子 | | 5R | B | 13:30 | |
| | | 6R | B | 第5レース終了後引き続き | |
| | | 国体シングルハンダー級 成年男子 | 3R | B | 10:10 |
| | | | 4R | B | 第3レース終了後引き続き |
| | | | 5R | B | 13:40 |
| | | | 6R | B | 第5レース終了後引き続き |
| シーホッパー級 SR 成年女子・少年男子・少年女子 | 3R | B | 10:15 | | |
| | 4R | B | 第3レース終了後引き続き | | |
| | 5R | B | 13:45 | | |
| | 6R | B | 第5レース終了後引き続き | | |
| 9月19日 (月) | 全日本実業団ヨット選手権大会 | 国際470級 | 7R | A | 10:00 |
| | | 国際スナイプ級 | 7R | A | 10:05 |
| | 全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 | 成年女子・少年男子 少年女子・オープン | 7R | B | 10:10 |
| | | 全日本セーリング選手権大会 | 国体ウインドサーフィン級 成年男子・成年女子 | 7R | B |
| | 国体シングルハンダー級 成年男子 | | 7R | A | 10:10 |
| | シーホッパー級 SR 成年女子・少年男子・少年女子 | | 7R | B | 10:15 |

- 引き続きレースを行う場合、レースが間もなく始まることを競技艇に注意を喚起するため、予告信号を発する少なくとも4分以前に、レース委員会信号艇に音響1声とともに「オレンジ旗」を掲揚する。
- 9月19日は11:00を越えて予告信号は発せられない。

6. クラス旗

クラス旗は以下のとおりとする。

| クラス | クラス旗 |
|--------------|---------------------------|
| 国際470級 | 470級の記章を青色で記した白色旗 |
| 国際スナイプ級 | スナイプ級の記章を赤色で記した白色旗 |
| セーリングスピリッツ級 | セーリングスピリッツ級の記章を黒色で記した白色旗 |
| 国体ウインドサーフィン級 | 国体ウインドサーフィン級の記章を青色で記した白色旗 |
| 国体シングルハンダー級 | 国体シングルハンダー級の記章を青色で記した白色旗 |
| シーホッパー級 SR | シーホッパー級 SRの記章を赤色で記した白色旗 |

7. レース海面

レース海面は海陽ヨットハーバー沖の概ね添付図1に示す海面である。

8. コース

- 添付図2の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
- 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 艇の帆走すべきコースを示すボードは予告信号以前にレース委員会信号艇に掲示する。

9. マーク

1. マーク 1, 2, 3 は黒色の数字で 1, 2, 3 と表示された A 海面では蛍光オレンジ色、B 海面では蛍光黄色の円筒形ブイとする。
マーク 4 は A 海面では 2 本の白色帯を有する赤色の円筒形ブイ、B 海面では黒色の数字で 4 と表示された蛍光黄色の円筒形ブイとする。
2. スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
3. フィニッシュ・マークは A 海面ではフィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。
B 海面ではフィニッシュ・ラインのポートの端となるレース委員会信号艇とスターボードの端にある黄色の円筒形ブイとする。
4. 指示 13 に従いコースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、A 海面、B 海面とも黄色の三角錐形のブイを使用する。
その後、再び新しいマークに置き換える場合は、元のマークを使用する。

10. スタート

1. スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
2. 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね 50m 以内の範囲およびコースサイドから離れてなければならない。
3. スタート信号 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。
これは規則 A4 および A5 を変更している。
4. ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも「第 1 代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇がおこなう「第 1 代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および 29.2 を変更している。

11. 規則 30.3 適用に伴う掲示

規則 30.3 が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、またはレースがスタート後中止となった場合、規則 30.3 に違反した艇のエントリー番号をレース委員会信号艇後部に掲示する。
これは規則 30.3 を変更している。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するため、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは A 海面ではフィニッシュ・マーク上に「オレンジ旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

B 海面ではフィニッシュ・マーク上に「オレンジ旗」を掲揚しているポールとスターボードの端にあるマークの間とする。またフィニッシュ・ラインの延長線の陸上に、「オレンジ旗」を掲揚しているポールを設置する。

14. タイム・リミット

先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則 35. A4 及び A5 を変更している。

15. スタート後の短縮または中止

1. レース委員会は規則 32 に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後概ね 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうな場合、および最初のマークまでに競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合、レースを中止することができる。
またスタート後概ね 60 分以内にレースが終了しそうな場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。これは規則 32.1 を変更している。

2. 指示 15.1 の時間どおりにならなくても艇からの救済の根拠とはならない。
これは規則 62.1(a)を変更している。
3. スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも「N旗」「N旗+A 旗」あるいは「N 旗+H 旗」を掲揚することがある。
ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇がおこなう「N 旗」の掲揚・降下について規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する」の意味は持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号及び 32.1 を変更している。

16. 抗議と救済要求

1. 抗議、救済要求及び審問再開の要求は、プロテスト委員会事務局で入手できる用紙に記入の上、プロテスト委員会事務局に提出しなければならない。
2. 抗議締切り時刻は掲示する。国際 470 級、国際スナイプ級およびセーリングスピリッツ級はその日の当該クラスの最終レース終了後 60 分とし、国体ウインドサーフィン級、国体シングルハンダー級およびシーホッパー級 SR はその日の当該クラスの最終レース終了後 70 分とする。
ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
3. レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則 61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する。
4. 指示 1.2 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。
5. プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された競技者への通告は、抗議締切り時刻後 30 分以内に掲示する。
6. 指示 4.2、10.2、18、19.1、20.1、22、23、24 および各クラス規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。
これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語は「DPI」である。
7. 規則 66 に基づく審問再開は、判決を通告された日の翌日の 9 時までの間に限り求めることができる。ただし、9 月 19 日に行われたレースについては判決を通告されてから 15 分以内とする。
これは規則 66 を変更している。
8. 9 月 19 日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内でなければならない。これは規則 62.2 を変更している。
9. 日本セーリング連盟規定 4.3 に基づき、プロテスト委員会の判決をもって最終とする。

17. 得点

1. シリーズの成立には 1 レースを完了することが必要である。
2. 艇（国際スナイプ級はそのチーム）のシリーズの得点は、完了したレースが 5 レース以下の場合、全レースの合計得点とし、6 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
3. 国際スナイプ級は、チームを構成する 2 艇の得点の合計をそのレースの得点とする。
1 艇チームの場合は、1 艇の得点に出走しなかった架空艇を DNC とみなした得点を加算しそのレースの得点とする。
4. 同時スタートした種目については、そのレース毎の順位で得点を計算し、個別種目毎での得点計算は行わない。
5. 得点計算にあたっては、オープン参加のチームも含むこととするが、表彰対象とはしない。
6. 指示 18 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し確定順位+3 点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数+1 点を上回らない。これは規則 63.1、A4 および A5 を変更している。
なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 18.1 の手続きの誤りについてはその直後のレースに指示 18.2 および 18.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
7. 参加艇数とは、当該種目に参加が認められた艇の数とする。
8. 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇はレース委員会事務局に用意されている得点照会要請書に所定の事項を記入の上、レース委員会事務局に提出しなければならない。

18. 申告

1. 出艇申告は署名方式で行う。署名用紙は「レース申告受付所」に用意される。
出艇しようとする艇の艇長は、その日の 8:30 から当該クラスの「D 旗」掲揚 10 分後までに署名用紙に署名をしなければならない。
引き続きレースが予定されている場合、上記受付時間内に引き続き予定されているレースの分も合わせ申告しなければならない。
出艇申告をしたが、何らかの理由で当日の出艇を取り消す艇の艇長またはその代理人は、上記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しをしなければならない。
2. 帰着した艇の艇長(レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人)は、帰着後直ちに「レース申告受付所」に用意される署名用紙に署名しなければならない。
署名用紙は当該種目のレース終了後(引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後)60 分間用意する。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
3. レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。
中止または延期されたレースが再開される場合、出艇前に再度出艇申告を行わなければならない。
4. リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース海面から離れリタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。やむを得ずレース委員会艇にその旨を伝えることができなかった場合、リタイア申告書にその理由を記入しなければならない。
艇長(レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人)は、帰着後直ちに指示 18.2 の帰着申告を行った上、「レース申告受付所」にて入手できるリタイア報告書を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

19. 安全規定

1. 艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人用浮揚用具(ライフジャケット)を着用しなければならない。ただし、衣類の着脱の間の短時間の場合には、この限りではない。これは規則第 4 章前文および 40 を変更している。
2. レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対しリタイアの勧告および強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
3. 国際 470 級を除き、艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体を取り付ける事ができる。

20. 装備の交換とチェック

1. 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。
装備の交換要請は、最初の妥当な機会にレース委員会事務局で入手できる文書に記入の上、レース委員会に提出しなければならない。
2. 艇または装備が規則に従っていることを確認するために、いつでも艇を検査することがある。
3. 各クラス規則において義務付けられているアンカー、アンカーロープおよびバドルの搭載は任意とする。

21. 運営艇

1. 運営艇の標識は下記とおりの旗とする。

| 運営艇名 | 運営艇旗 |
|-------------|--------------------------|
| 競技委員長艇 | TD と黒色で記した白色旗 |
| レース委員長艇 | PRO と黒色で記した白色旗 |
| A 海面レース委員会艇 | RC と赤色で記した白色旗 |
| B 海面レース委員会艇 | RC と黒色で記した黄色旗 |
| プロテスト委員長艇 | JC と白色で記した赤色旗 |
| プロテスト委員会艇 | JURY と白色で記した赤色旗 |
| 救助艇 | RESCUE と緑色で記した赤色旗 |
| 報道艇 | MEDIA と白色で記した緑色旗 |
| 連絡艇 | TRANSPORTATION 赤字で記した緑色旗 |
| 計測・競艇部艇 | MEASURE と赤色で記した黄色旗 |
| VIP 艇 | VIP と黒色で記した水色旗 |

2. 紛失等による運営艇の識別旗の非掲揚は、艇からの抗議の根拠とはならない。
これは規則 62.1(a)を変更している。

22. 支援艇

1. 各チームの支援艇は、レース委員会事務局にて入手できる「支援艇許可書」に記入の上、9月16日9:00から9月17日の9:00までにレース委員会に提出し許可を受けることにより使用できる。
2. 支援艇は出艇から帰着するまでの間、主催者が貸与した旗を掲揚しなければならない。旗はレース委員会事務局で用意され、大会終了後は返却しなければならない。
3. 支援艇の出艇申告、帰着申告は、艇長が「支援艇申告受付所」において「支援艇出艇・帰着申告書」に署名しなければならない。
支援艇の出艇申告は各レース日の8:30から受け付け、帰着申告は当日の最も遅い種目のレース終了後60分以内に行わなければならない。
4. 海陽ヨットハーバーから出艇しようとする支援艇は、毎日上架しなければならない。
海陽ヨットハーバー内の指定棧橋には乗員の乗り降り、物品の積み下ろしの短時間を除いて、支援艇を係留してはならない。
5. 支援艇はレース艇および全ての運営艇の運航を妨げてはならない。
また最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
6. 支援艇は海陽ヨットハーバーからレースエリアまで、またはレースエリアから海陽ヨットハーバーまで艇を曳航してもよい。
7. 支援艇はクラスの準備信号以前、引き続きレースが行われる場合は、艇がフィニッシュしてから次の準備信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者に対する支援を行ってもよい。
8. レース委員会から各支援艇に対する救助要請を行う場合、レース委員会艇に「緑色旗」を掲揚することにより、その合図とする。この場合、指示22.5は適用されない。
この救助要請は海面毎に掲揚され、クラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに当該信号が適用される。
9. 指示22に違反またはレース委員会艇の指示に従わなかった支援艇は、以後出艇が許可されないほか当該支援艇に関わるチームのレース艇について、レース委員会またはプロテスト委員会から抗議されることがある。審問において当該支援艇の違反が認定されれば、プロテスト委員会の裁量によるペナルティー（DPI）がレース艇に課せられることがある。

23. 無線通信

緊急事態を除き、艇は海上において無線の送受信をおこなってはならない。
この制限は携帯電話およびGPSにも適用される。

24. ごみの処分

艇は水中にごみ等を捨ててはならない。ごみは各艇が責任もって処理しなければならない。

25. 賞

レース公示どおり、賞を与える。

26. 責任の否認

本大会は競技者が自分自身の責任（規則4「レースをすることの決定」参照）において参加することが条件であることから、主催団体は大会前、大会中、大会後に生じた物的損傷または身体障害、死亡に対するいかなる責任を負わない。

27. 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じた全ての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、競技委員会の査定に従うものとする。

28. 大会期間中の肖像権等について

大会期間中に撮影された映像、写真及び個人名を含む成績は、ぎふ清流国体ホームページ及び愛知県ヨット連盟ホームページに掲載されることがある。

29. 帆走指示書に関する質問

1. 帆走指示書は、ぎふ清流国体ホームページ(県外競技)及び愛知県ヨット連盟ホームページに掲載される。
2. 帆走指示書に関する質問は、平成 23 年 8 月 31 日までに文書で受け付ける。
質問の送り先は、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会事務局とし、質問についての回答は大会会場の公式掲示板に掲示する。

< 送付先 >

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会事務局
郵便 〒443-0048 愛知県蒲郡市緑町 3-69 蒲郡市民体育センター内
岐阜県ぎふ清流国体推進局 競技式典課 セーリング競技事務所
電子メールアドレス sailing@pref.gifu.lg.jp

3. 指示 29.2 以外での帆走指示書への質問は受付しない。